

暫定版

当裁判所（第 5 小法廷）の判決

2017 年 6 月 8 日（*）

[2017 年 6 月 12 日付命令により文言を修正]

（先行判決の付託——民事事件における司法協力——婚姻事件及び親責任事件の裁判管轄並びに決定の承認及び執行——国際的な子の奪取——1980 年 10 月 25 日ハーグ条約——EC 規則第 2201/2003 号——第 11 条——返還の申立て——幼児の「常居所」の概念——子の両親の合意に従い、当該両親の常居所であった構成国以外の構成国で出生した子——出生後数カ月にわたり、出生した構成国で居住し続けている子——夫婦の常居所であった構成国に戻らないという母親の決断）

第 C-111/17 号緊急先行判決手続事件、

すなわち、次の当事者間の手続において、2017 年 2 月 28 日付決定により Monomeles Protodikeio Athinon（ギリシャのアテネ第 1 審裁判所（単独裁判官））が欧州連合の機能に関する条約第 267 条に基づき行い、2017 年 3 月 7 日に当裁判所が受理した先行判決の要請につき、

OL

対

PQ

当裁判所（第 5 小法廷）は、

本小法廷の裁判長である J.L. ダ・クルス・ヴィラサ（ラポルトゥール（報告担当者））、裁判官 M. バーガー、裁判官 A. ボルグ・バルテ、裁判官 E. レヴィッツ及び裁判官 F. ビルトゲン並びに

法務官：N. ヴォール、

記録官：L. ヒューレット

により構成されているところ、

本件先行判決の付託は当裁判所の手続規則第 107 条に基づき緊急手続により処理すべきであるという付託裁判所の 2017 年 2 月 28 日付要請（2017 年 3 月 7 日に当裁判所が受理）を考慮し、

当該要請に応じるという第 5 小法廷の 2017 年 3 月 16 日付決定を考慮し、

書面手続を考慮し、さらに、2017 年 5 月 4 日に行われた口頭審理も考慮し、

次の各意見を検討し：

－OL を代理して、弁護士である C. アサナソプロス及び A. アレクソプルにより提出された意見、

－PQ を代理して、弁護士である S. スファキアナキにより提出された意見、

－ギリシャ政府を代理して、代理人を務める T. パパドプー、G. パパダキ及び A. マグリッピにより提出された意見、

－英国政府を代理して、代理人を務める E. デヴェローにより提出された意見、

－欧州委員会を代理して、代理人を務める M. コンスタンティニディス、M. ウィルダースピン及び A. カツィメルーにより提出された意見、

2017 年 5 月 16 日の期日において法務官の意見を聴取した上で、

次のとおり判決する。

判決

- 1 本件先行判決の要請は、EC 規則第 1347/2000 号を廃止する、婚姻事件及び親責任事件の裁判管轄並びに判決の承認及び執行に関する 2003 年 11 月 27 日付 EC 理事会規則第 2201/2003 号（欧州連合官報 2003 年 L338 号第 1 頁）第 11 条第 1 項の解釈に関するものである。
- 2 この要請は、ギリシャ（子が出生し母親と共に居住していた構成国）から、イタリア（夫婦が子の出生前、常居所を有していた国）に子を返還するよう OL が請求した手続（同手続には OL と PQ が関与している）において行われた。

法的文脈

国際法

3 1980 年 10 月 25 日にハーグにて締結された国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（「1980 年ハーグ条約」）の一つの目的は、その前文に記載されているとおり、不法な連れ去り又は留置によって生ずる有害な影響から子を国際的に保護すること並びに子が常居所を有していた国への当該子の迅速な返還を確保する手続を定めることにある。同条約は、イタリア共和国及びギリシャ共和国のいずれでも批准されている。

4 1980 年ハーグ条約第 1 条は、次のように規定している：

「この条約は、次のことを目的とする。

- (a) いずれかの締約国に不法に連れ去られ、又はいずれかの締約国において不法に留置されている子の迅速な返還を確保すること。
- (b) 一の締約国の法令に基づく監護の権利及び接触の権利が他の締約国において効果的に尊重されることを確保すること。」

5 同条約第 3 条は、次のように規定している：

「子の連れ去り又は留置は、次の a 及び b に該当する場合には、不法とする。

- (a) 当該連れ去り又は留置の直前に当該子が常居所を有していた国の法令に基づいて個人、施設又は他の機関が共同又は単独で有する監護の権利を侵害していること。
- (b) 当該連れ去り若しくは留置の時に a に規定する監護の権利が共同若しくは単独で現実に行使されていたこと又は当該連れ去り若しくは留置がなかったならば当該権利が共同若しくは単独で現実に行使されていたであろうこと。

a に規定する監護の権利は、特に、法令の適用により、司法上若しくは行政上の決定により、又は a に規定する国の法令に基づいて法的効果を有する合意により生ずるものとする。」

6 同条約第 5 条 a は、この条約の適用上、「監護の権利」には、子の監護に関する権利、特に、子の居所を決定する権利を含むと規定している。

7 同条約第 8 条は、次のように規定している：

「監護の権利が侵害されて子が連れ去られ、又は留置されたと主張する個人、施設又は他の機関は、当該子の常居所の中央当局又は他の締約国の中央当局に対し、当該子の返還を確保するための援助の申請を行うことができる。
…」

8 1980 年ハーグ条約第 11 条第 1 項は、締約国の司法当局又は行政当局は、子の返還のた

めの手続を迅速に行うと規定している。

EU 法

9 規則第 2201/2003 号前文 12 及び 17 は、次のように述べている：

「(12) 本規則に定める親責任事件の管轄権の根拠は、子の最善の利益に照らし、とりわけ、近接性を基準として、形成されている。これは、子の住居が変更された場合又は親責任者らの合意による場合を除き、管轄権は、まず、子の常居所のある構成国に帰属すべきであるということを意味する。

...

(17) 子の不法な連れ去り又は留置の事案では、子の返還は、遅滞なく行われるべきであり、この目的を達成するため、[1980 年ハーグ条約] は、本規則の規定、特に第 11 条により補完されるものとして、引き続き適用される…」

10 同規則第 2 条は、次のように定義している：

「…

(7) 「親責任」とは、子又はその財産に関連する権利及び義務であって、判決により、法令の適用により又は法的効果を有する合意により自然人又は法人に付与されたものの一切をいう。「親責任」には、監護の権利及び接触の権利を含む。

(8) 「親責任者」とは、子に対する親責任を有する者をいう。

(9) 「監護の権利」には、子の監護に関する権利及び義務、特に、子の居所を決定する権利を含む。

...

(11) 「不法な連れ去り又は留置」とは、次の場合における子の連れ去り又は留置をいう。

- (a) 当該連れ去り又は留置の直前に当該子が常居所を有していた構成国の法令に基づいて、判決により、法令の適用により又は法的効果を有する合意により取得した監護の権利を侵害している場合。

ただし、

- (b) 当該連れ去り若しくは留置の時に監護の権利が共同若しくは単独で現実に行使されていた場合又は当該連れ去り若しくは留置がなかったならば当該権利が共同若しくは単独で現実に行使されていたであろう場合に限る。判決に従い又は法令の適用により、一方の親責任者が他方の親責任者の同意なしに子の居所を決定することができない場合は、監護の権利は、共同で行使されるものと見なす。

11 「一般的管轄権」との見出しが付けられた同規則第 8 条は、次のように規定している：

「1. 構成国の裁判所は、裁判所に事件が係属した時点で当該構成国に常居所を有する子に関する親責任事件の管轄権を有する。

2. 第 1 項は、第 9 条、第 10 条及び第 12 条に従うことを条件とする。」

12 「子の奪取事件の管轄権」との見出しが付けられた同規則第 10 条は、次のように規定している：

「子の不法な連れ去り又は留置が行われた場合、当該不法な連れ去り又は留置の直前に当該子が常居所を有していた構成国の裁判所は、当該子が他の構成国に常居所を獲得し、かつ、次のいずれかに該当するまでの間、管轄権を保持する：

- (a) 監護の権利を有する各個人、施設その他の機関が当該連れ去り若しくは留置を黙認した場合；

又は

- (b) 監護の権利を有する個人、施設その他の機関が当該子の所在を知った後若しくは知り得べき状態になった時点後、少なくとも 1 年間、当該子が当該他の構成国に居住しており、かつ、当該子が新たな環境に適応しており、さらに、次のうち一つ以上の条件を満たしている場合：

- (i) 監護の権利を有する者が当該子の所在を知った後若しくは知り得べき状態になった時点後 1 年以内に、当該子が連れ去られ若しくは留置されている構成国内の権限のある当局に対し、返還の申立てが提起されなかったこと；

- (ii) 監護の権利を有する者が提起した返還請求が取り下げられ、第(i)号に定める期限内に新しい請求が提起されなかったこと；

- (iii) 当該不法な連れ去り若しくは留置の直前に当該子が常居所を有していた構成国の裁判所に係属している事件が第 11 条第 7 項に従い終結したこと；
- (iv) 当該不法な連れ去り若しくは留置の直前に当該子が常居所を有していた構成国の裁判所が、監護に関する判決であって当該子の返還を伴わないものを下したこと。」

13 「子の返還」との見出しが付けられた規則第 2201/2003 号第 11 条は、次のように規定している：

「1. 不法な連れ去り又は留置の直前に子が常居所を有していた構成国以外の構成国に不法に連れ去られ又は留置されている子の返還を得るため、監護の権利を有する個人、施設その他の機関が〔1980 年ハーグ条約〕に基づき判決を言い渡すよう求めて、構成国内の権限のある当局に対し、申立てを行った場合、第 2 項から第 8 項までが適用される。

…

3. 第 1 項に規定する子の返還の申立てを受けた裁判所は、国内法上利用可能な手続のうち最も迅速なものを用いて、当該申立てに関する手続を迅速に行う。

第 1 段落に影響を与えることなく、裁判所は、例外的な事情によりこれが不可能となる場合を除き、申立てが提起された後 6 週間以内に判決を言い渡すものとする。

…」

ギリシャ法

14 付託命令により提供されている情報によれば、ギリシャにおいて、1980 年ハーグ条約に基づく返還の申立ては、奪取後に対象の子が所在する場所又は奪取者の住所地につき管轄権を有する *Monomeles Protodikeio*（ギリシャの第 1 審裁判所（単独裁判官））に対し提起されなければならないことが明らかである。当該申立てについては、法務省——同省は、ギリシャにおいて返還の申立てを担当する中央当局である——又は当該子に関する監護の権利を主張する個人、施設若しくは機関が直接、行うことができる。申立ては、暫定救済手続に基づき処理されるが、事件が係属した裁判所による決定は、子の返還に関する紛争を終局的に解決する。

主たる手続における紛争及び先行判決に付託された問題点

- 15 イタリア国民である OL とギリシャ国民である PQ が 2013 年 12 月 1 日に構成国であるイタリアのサッソフェッラートにて婚姻し、その後、同構成国内にて同居していたことは、付託命令並びに書面及び口頭により当裁判所に提出された意見から明らかである。
- 16 PQ が妊娠 8 カ月のとき、夫婦は、PQ の両親の家族から PQ が支援を受けられるアテネ（ギリシャ）で PQ が出産すること及びその後、イタリアの婚姻家庭に PQ が子と共に戻ることで合意した。
- 17 そのため、夫婦はアテネに行き、そこで PQ は 2016 年 2 月 3 日に娘を出産した。娘は、その後、母親と共にアテネにとどまった。子の出生後、OL はイタリアに帰国した。OL によれば、OL は、子が 2016 年 5 月までギリシャに滞在することに同意したとのことであり、OL は、同月、妻と子がイタリアに帰国すると思っていた。しかしながら、2016 年 6 月、PQ は、子と共にギリシャにとどまることを一方的に決めた。
- 18 PQ によれば、夫婦は、イタリアに帰国する具体的な日程を決めていなかったとのことである。PQ は、特に、2016 年 5 月にも同年 6 月にも OL がギリシャを訪れたと主張している。また、PQ は、夏休みをギリシャで一緒に過ごすことで夫婦が合意していたと主張している。
- 19 2016 年 7 月 20 日、OL は、Tribunale ordinario di Ancona（イタリアのアンコーナの裁判所）に離婚訴訟を提起した。こうした状況において、OL は、とりわけ、子の排他的監護を自らに認めること、母親に接触の権利を認めること、子のイタリアへの返還を命ずること及び自らに子の養育費として扶養手当を交付することを求めた。2016 年 11 月 7 日付判決により、同裁判所は、子が出生以来イタリア以外の構成国に居住していることを理由として、当該子についての親責任に関連する請求を審理する管轄権がないと判示した。OL が控訴したが、Corte d'appello di Ancona（イタリアのアンコーナ控訴裁判所）は、2017 年 1 月 20 日、当該判決を支持した。さらに、2017 年 1 月 23 日付判決により、Tribunale ordinario di Ancona（アンコーナの裁判所）は、今回も、子がイタリアに常居所を有していないことを理由として、扶養手当の申立ての審理を行うことを拒否した。最終的に、2017 年 2 月 23 日、同裁判所は、OL と PQ の離婚を命じたが、子についての親責任に関しては、判断を示さなかった。
- 20 イタリアの裁判所における手続と並行して、2016 年 10 月 20 日、OL は、Monomeles Protodikeio Athinon（ギリシャのアテネ第 1 審裁判所（単独裁判官））に対し、子の返還の申立てを行った。
- 21 この点についての同裁判所の意見は、確かに、当該子はある構成国から他の構成国に、規則第 2201/2003 号第 11 条第 1 項又は 1980 年ハーグ条約第 3 条における意味で「連れ

去られ」たものではないが、それでもなお、当該子についての親責任を両親が共有しているにもかかわらず、子がギリシャに常居所を有するようになることに父親が同意していない場合は、当該子は母親によりギリシャに不法に留置されている、というものである。

- 22 同裁判所は、子の両親が常居所を有していた場所と関連のない場所で——例えば、両親の海外旅行中に偶然又は不可抗力により——子が出生し、その後、一方の親により不法に連れ去られ又は留置されたという状況は、親の権利のあからさまな侵害を惹起するとともに、実のところ、通常の成り行きであれば子が常居所を有していたであろう場所から子を引き離すことになる、と考えている。これらの理由から、上記のような状況は、1980 年ハーグ条約及び規則第 2201/2003 号が定める返還手続の対象範囲に含まれるというべきである。
- 23 そのため、付託裁判所は、子が特定の場所に物理的に所在していることは、規則第 2201/2003 号第 11 条における意味で当該子がある場所に「常居所を有し」ていたと評価するための前提条件と解すべきではない、と考えている。非常に厳密に新生児及び幼児に関していえば、幼い子どもはその世話をする者に完全に依存していることから、付託裁判所の見解によると、常居所の判断に通常役立つ要素は、関連性のない要素である。当裁判所自身、メルクルディ事件(第 C-497/10 号緊急先行判決手続、欧州司法裁判所 2010 年第 829 番 (EU:C:2010:829)) 2010 年 12 月 22 日付判決において、幼児がある場所に数日間居住していた場合、そのことは、他の諸要素と結びついて、当該子がある場所に常居所を有していたことを立証するための十分な根拠となると判示して以来、幼児に関しては、子の物理的所在の状況は重要性が低いと判示している。
- 24 付託裁判所によれば、新生児又は幼児の常居所を判断するに当たっては、責任を有する両親の共同の意図を必須の要素として用いることがより適切であり、そうした共同の意図は、子を迎えるために両親が行う準備、例えば、両親が常居所を有する場所の登記所に子の出生を登録すること、子にとって不可欠な衣類やベビー用品の購入、子の部屋の準備、さらには、より大きな家を借りることなどから推認されるとのことである。
- 25 こうした状況において、Monomeles Protodikeio Athinon (アテネ第 1 審裁判所 (単独裁判官)) は、手続を停止し、先行判決を求めて次の問題点を当裁判所に付託することを決定した：

「偶然又は不可抗力により、当該子についての共同親責任を有する両親が子の常居所地として意図していた場所以外の場所で出生した子であって、その後、一方の親により、出生した国に不法に留置され又は第三国に連れ去られた幼児の事案において、[規則第 2201/2003 号] 第 11 条第 1 項における意味での「常居所」の概念は、どのように解釈するのが適切か。より具体的には、物理的所在は、あらゆる状況において、人の常居所、

特に新生児の常居所を定めるための必要かつ自明な前提条件であるのか。」

緊急先行判決手続

- 26 付託裁判所は、本件先行判決の付託を、当裁判所の手続規則第 107 条に規定する緊急手続により処理することを要請した。
- 27 この要請の裏付けとして、同裁判所は、主たる手続における紛争は、ようやく 1 歳になる子に関するものであり、父親が当該子に連絡を取る機会がない場合、当該子は 9 カ月を超える期間にわたって父親から引き離されており、また、このような状況は将来の父子関係に重大な害悪を及ぼす可能性が高いと述べた。
- 28 この点について、第一に、本件先行判決の付託は規則第 2201/2003 号の解釈に関するものであり、同規則は、とりわけ、欧州共同体条約第 61 条 c（現在の欧州連合の機能に関する条約第 67 条。同条は、同条約第 3 部第 V 編（自由・安全・司法の領域）内にある）に基づき採択されたものであることに注意しなければならない。したがって、本件先行判決の付託は、緊急先行判決手続に基づき処理することができる。
- 29 第二に、当該子が発達上繊細な年齢の時期に父親から引き離されたこと及び現在の状況が継続すれば当該子の将来における父親との関係に深刻な害悪が生ずる可能性があることは、付託命令から明らかである。
- 30 こうした状況において、当裁判所第 5 小法廷は、2017 年 3 月 16 日、報告担当裁判官からの提案に従い、また、法務官の意見を聴取した上で、本件先行判決の付託を緊急先行判決手続に基づき処理することを求める付託裁判所の要請に応じることを決定した。

付託された問題点の検討

- 31 第一に、主たる手続における状況は、先行判決に付託された問題点において検討される状況とは、いくつかの点で異なることに注意しなければならない。
- 32 OL と PQ の子が「偶然又は不可抗力」によってではなく、出産前及び子の出生後最初の数カ月間、PQ が自らの両親の家族の援助を受けられるよう、子の両親の共同の希望に従ってギリシャで出生したことは、付託命令から明らかである。また、当該子がその後、「第三国に連れ去られ」ていないことも明らかである。さらに、付託裁判所は、問題点を述べる中で、「新生児」及び「幼児」の両方に言及しているが、主張されている留置の直前、すなわち、2016 年 6 月の時点で、当該子が既に生後 5 カ月であったことを考えると、本件は、幼児に関するものであるといわなければならない。

- 33 確立した判例法に従えば、一般的又は仮定的な問題点につき助言的意見を述べることは、当裁判所の任務ではない（*マイリック事件*、第 C-83/91 号、欧州司法裁判所 1992 年第 332 番 (EU:C:1992:332) 1992 年 7 月 16 日付判決第 25 段落及び *ブージュエラル事件*、第 C-508/16 号、判例集未登載、欧州司法裁判所 2017 年第 6 番 (EU:C:2017:6) の 2017 年 1 月 11 日付命令第 32 段落参照）。
- 34 それでもなお、国内裁判所と当司法裁判所との協力を定める欧州連合の機能に関する条約第 267 条が定める手続において、国内裁判所にとって有益でありかつ国内裁判所が係属事件につき判断することを可能とするような回答を国内裁判所に提供することは、当司法裁判所の使命である。このことを念頭に、当裁判所は、必要であれば、付託された問題点を再構築しなければならない場合がある（特に、*M. 及び S. 事件*、第 C-303/15 号、欧州司法裁判所 2016 年第 771 番 (EU:C:2016:771) 2016 年 10 月 13 日付判決第 16 段落及び引用されている判例法参照）。
- 35 したがって、付託された問題点は、次のような意味で理解すべきである。すなわち、実質的には、付託裁判所は、子の両親の共同の希望に従い、子の出生前に子の両親が常居所を有していた構成国以外の構成国で子が出生し、母親と共に数カ月間、継続的に当該構成国に居住していたという主たる手続におけるような状況において、「不法な留置」があるかどうかを判断するため、規則第 2201/2003 号第 11 条第 1 項における意味での「常居所」の概念をどのように解釈すべきかを確認しようとしている。こうした背景に反し、付託裁判所は、そのような状況において、母親が子と共に前者の構成国に帰国するという両親の当初の意図は、当該子が当該構成国に物理的に所在していたことがないという事実にかかわらず当該子が同規則における意味で当該場所に「常居所を有し」ていたかどうかを判断するための極めて重要な要素であるかどうかを質問している。
- 36 この点について、1980 年ハーグ条約第 3 条の文言と非常に似通った文言で規則第 2201/2003 号第 2 条第 11 項に記載された定義によれば、子の「不法な連れ去り又は留置」の概念は、「連れ去り又は留置の直前に子が常居所を有していた構成国」の法令に基づいて、判決により、法令の適用により又は法的効果を有する合意により取得した監護の権利を侵害して行われた子の連れ去り又は留置に関わるものであることに注意しなければならない。
- 37 さらに、規則第 2201/2003 号第 11 条第 1 項は、同条の規定は、「不法な連れ去り又は留置の直前に子が常居所を有していた構成国以外の構成国」に不法に連れ去られ又は留置されている子の返還を得るため、監護の権利を有する者が 1980 年ハーグ条約に基づき判決を言い渡すよう求めて構成国内の権限のある当局に対し申立てを行った場合に適用されると規定している。
- 38 これらの規定から、「常居所」の概念が、返還の申立てに十分な根拠があるかどうか評価

するに当たっての重要な要素を構成することは明らかである。こうした申立ては、子が、主張されている連れ去り又は留置の直前に、返還先とされる構成国に常居所を有していた場合に限り、認められ得る。

- 39 子の「常居所」という表現をどのように解釈すべきかに関しては、規則第 2201/2003 号も 1980 年ハーグ条約も当該概念を定義していないことに留意しなければならない。また、同概念に言及している同規則内の条項には、同概念の意味及び範囲を定義する目的で構成国の法令に明示的に言及している部分はない。
- 40 それゆえ、当裁判所は、当該概念は EU 法における自律的な概念であり、その解釈は、当該概念に言及している規定の文脈及び規則第 2201/2003 号の目的（特に、同規則に定める管轄権の根拠は、子の最善の利益に照らし、とりわけ、近接性を基準として、形成されているとする同規則の前文 12 から明らかである目的）に照らし、行わなければならない、と繰り返し判示している。（*A 事件*、第 C-523/07 号、欧州司法裁判所 2009 年第 225 番（EU:C:2009:225）2009 年 4 月 2 日付判決第 34 段落及び第 35 段落並びに *メルクルディ事件*、第 C-497/10 号緊急先行判決手続、欧州司法裁判所 2010 年第 829 番（EU:C:2010:829）2010 年 12 月 22 日付判決第 44 段落から第 46 段落まで参照）。
- 41 さらに、当裁判所の判例法に従い、規則第 2201/2003 号内の「常居所」の概念の意味は、統一されなければならない。それゆえ、親責任事件の国際裁判管轄権に関する同規則第 8 条及び第 10 条の文脈における同概念の解釈は、同規則第 11 条第 1 項に転用することができる（これと同旨の *C 事件*、第 C-376/14 号緊急先行判決手続、欧州司法裁判所 2014 年第 2268 番（EU:C:2014:2268）2014 年 10 月 9 日付判決第 54 段落参照）。
- 42 当該判例法によれば、子の「常居所」は、子が社会環境及び家庭環境へのある程度の統合を示す場所と一致する。当該場所は、個々の事案に特有の事実関係における一切の事情を考慮し、国内裁判所が確定しなければならない（*A 事件*、第 C-523/07 号、欧州司法裁判所 2009 年第 225 番（EU:C:2009:225）2009 年 4 月 2 日付判決第 42 段落及び第 44 段落並びに *メルクルディ事件*、第 C-497/10 号緊急先行判決手続、欧州司法裁判所 2010 年第 829 番（EU:C:2010:829）2010 年 12 月 22 日付判決第 47 段落）。
- 43 これを達成するため、ある構成国内における子の物理的所在に加え、他の要素から、その所在がいかなる形であれ一時的又は断続的ではないこと並びに子の住居が社会環境及び家庭環境への上記統合を示す場所と一致していることも明確にされなければならない（*A 事件*、第 C-523/07 号、欧州司法裁判所 2009 年第 225 番（EU:C:2009:225）2009 年 4 月 2 日付判決第 38 段落）。
- 44 当該要素には、構成国の領土内における子の滞在の期間、規則性、条件及び理由並びに子の国籍が含まれる（これと同旨の *A 事件*、第 C-523/07 号、欧州司法裁判所 2009 年第

225 番 (EU:C:2009:225) 2009 年 4 月 2 日付判決第 39 段落参照)。加えて、関連する要素は、問題の子の年齢によって異なってくる (メルクルディ事件、第 C-497/10 号緊急先行判決手続、欧州司法裁判所 2010 年第 829 番 (EU:C:2010:829) 2010 年 12 月 22 日付判決第 53 段落)。

- 45 問題の子が幼児である場合について、当裁判所は、幼い子の環境は本来、当該子と同居し実際に当該子を世話している関連人物により決定される家庭環境であり、幼児は、必然的に、そのような一人又は複数の人物の社会環境及び家庭環境を共有すると述べている。したがって、主たる手続におけるように、父親が常居所を有している構成国以外の構成国内で実際に母親が幼児の世話をしている場合、考慮すべき要素の例としては、第一に、後者の構成国の領土内に母親が滞在している期間、規則性、条件及び理由が挙げられ、第二に、母親の地理的起源及び家系並びに母親と子が当該構成国との間に有する家族関係及び社会関係が挙げられる (メルクルディ事件、第 C-497/10 号緊急先行判決手続、欧州司法裁判所 2010 年第 829 番 (EU:C:2010:829) 2010 年 12 月 22 日付判決第 54 段落から第 56 段落まで参照)。
- 46 ある構成国内に子と共に恒久的に定住するという両親の意図に関しては、当裁判所は、受け入れ側の構成国において住居を購入又は賃借したことなど、一定の具体的な措置により当該意図が表明されている場合には、これも考慮することができると認めている (これと同旨の A 事件、第 C-523/07 号、欧州司法裁判所 2009 年第 225 番 (EU:C:2009:225) 2009 年 4 月 2 日付判決第 40 段落参照)。
- 47 [2017 年 6 月 12 日付命令により修正] したがって、当裁判所の判例法によれば、両親の意図は、原則として、それ自体では、規則第 2201/2003 号における意味での子の常居所の判断に不可欠であるとはいえないが、他の一連の一貫した証拠を補完することができる「指標」を構成する。
- 48 確かに、子の常居所を判断する目的で当該要素にどの程度の重点を置くかは、個々の事案に特有の事情次第である (これと同旨のメルクルディ事件、第 C-497/10 号緊急先行判決手続、欧州司法裁判所 2010 年第 829 番 (EU:C:2010:829) 2010 年 12 月 22 日付判決第 50 段落及び第 51 段落参照)。
- 49 とはいえ、本判決第 32 段落において述べたとおり、主たる手続において、子は、両親の共同の希望に従い、特定の構成国で出生したものであり、当該子は、主張されている留置の直前の時点で、生後 5 カ月間、当該場所で、母親と共に、母親の両親の家庭に居住しており、一度も当該国の領土から出たことがなかったということに留意しなければならない。
- 50 こうした状況では、仮に、前者の構成国、すなわち、子の出生前に両親が常居所を有し

ていた構成国に母親が子と共に帰国するという両親が当初表明した意図を、極めて重要な考慮事項と見なし、幼児の常居所は必然的に当該子の両親の常居所と一致するという一般的かつ抽象的な原則を実際に確立するとすれば、これは、規則第 2201/2003 号における意味での「常居所」の概念を逸脱することになり、また、返還手続の構造、有効性及び目的に反することになる。最後に、子の最善の利益は、付託裁判所が提示したような解釈を要求するものではない。

- 51 この点については、第一に、規則第 2201/2003 号における意味での「常居所」の概念は、本来、事実問題を反映するものであるといわなければならない。したがって、子がある一つの場所に居住すべきであるという両親の当初の意図は、当該子が出生以来継続的に他の国に居住しているという事実より優先されるべきである、との立場をとることは、当該概念と調和し難い。
- 52 第二に、1980 年ハーグ条約の構成及び規則第 2201/2003 号第 11 条第 1 項の構成を考慮すると、両親は共同で監護の権利を行使するものであるから、母親が単独で子の居所を決定することはできないとの主張は、同規則における意味で子が「常居所を有し」ている場所を定めるという目的にとって決定的ではあり得ない。
- 53 本判決第 36 段落において言及した同規則第 2 条第 11 項及び 1980 年ハーグ条約第 3 条における「子の不法な連れ去り又は留置」の定義によれば、連れ去り又は留置の適法性又は違法性についての判断は、連れ去り又は留置の前に子が常居所を有していた構成国の法令に基づいて付与された監護の権利を根拠としなければならない。それゆえ、返還の申立てを評価する枠組みにおいて、子が常居所を有していた場所の判断は、侵害された可能性のある監護の権利の特定に先行する。
- 54 したがって、監護の権利を行使するに当たって、父親が、子がある場所に恒久的に定住することに同意したこと又はそのような同意をしなかったことは、規則第 2201/2003 号における意味での子の「常居所」を判断するための決定的な考慮事項とはいえない。なお、付言すれば、これは、当該概念は、本来、事実問題を反映するものであるという考え方と一致する考え方である。
- 55 さらに、この解釈は、不法な連れ去り又は留置の後、子が新しい常居所を獲得する状況を厳密に想定している同規則第 10 条によって裏付けられる。
- 56 第三に、主たる手続におけるような事案においては、両親の当初の意図が子の常居所を判断するに当たって極めて重要な要素になると考えるとすれば、返還手続の有効性及び法的確実性が害されることになる。
- 57 この点については、返還手続の目的は、1980 年ハーグ条約の前文及び規則第 2201/2003

号の前文 17 に記載されているとおり、子の迅速な返還の確保にあることから、返還手続は、本質的に、迅速に処理される手続であることを思い起こさなければならない。欧州連合の立法府は、さらに、規則第 2201/2003 号第 11 条第 3 項において、例外的な場合を除き、申立てが提起された後 6 週間以内に判決を言い渡すよう、返還申立事件の係属した裁判所に求めることにより、上記責務について具体的に表現している。

- 58 それゆえ、返還の申立ては、迅速かつ容易に立証可能な情報であって可能な限り明白なものに基づいて行わなければならない。にもかかわらず、主たる手続におけるような事案において、例えば、両親が常居所を有していた構成国に母親が帰国する日として両親が当初想定していた日や、子が出生した構成国にとどまるという母親の決断は前者の構成国の裁判所に父親が提起した離婚訴訟の原因であるのか、あるいは、むしろ結果であるのかといったことについて、合理的な疑いを差し挟む余地がない程度の立証を行うことは、不可能ではないにしても、困難であるかもしれない。
- 59 要するに、こうした状況において、規則第 2201/2003 号における意味での子の「常居所」の概念を、子の常居所「であったはずの」場所についての両親の当初の意図が基本的要素を構成するという形で解釈することは、確信を持ってそのような意図について判断するために相当な量の証拠及び証言を収集することを国内裁判所に強いることになる可能性が高く（その場合、返還手続は迅速に行うべきとする要請との調和を図ることは困難である）、又は、関連するすべての情報を有していないまま判決を言い渡すことを国内裁判所に強いることになる可能性が高い（その場合、法的不確実性をもたらす結果となる）。
- 60 第四に、主たる手続におけるような事案においては、付託裁判所が提示するような「常居所」の概念の解釈は、返還手続の目的に反する。
- 61 1980 年ハーグ条約の目的の一つ、ひいては規則第 2201/2003 号第 11 条の目的の一つが、*原状回復*、すなわち、子の不法な連れ去り又は留置に先立ち存在していた状況を回復させることにあることは、同条約の解説報告書から明らかである。それゆえ、返還手続の目的は、子にとって最もなじみのある環境に子を戻し、それにより、子の生活環境及び子が成長できる環境の継続性を回復させることにある。
- 62 しかしながら、主たる手続におけるような事案においては、上記目的に従えば、主張されている一方の親による不法な行為それ自体により、返還の申立てを認容すること及び子が出生し適法かつ継続的に居住していた構成国から子にとってなじみのない構成国へと子を連れ去ることを正当化することはできない。
- 63 確かに、原則として特に同規則で定められた基準に従い、子に関する親責任について判断を下す裁判所として指定される裁判所の管轄権を、一方の親が不法な行為により回避することによって、子の監護という争点に関する自らの立場を強めることができないよ

うにすることも、1980 年ハーグ条約及び規則第 2201/2003 号により想定される返還手続の目的である（これと同旨のデティチェック事件、第 C-403/09 号緊急先行判決手続、欧州司法裁判所 2009 年第 810 番（EU:C:2009:810）2009 年 12 月 23 日付判決第 49 段落及び C 事件、第 C-376/14 号緊急先行判決手続、欧州司法裁判所 2014 年第 2268 番（EU:C:2014:2268）2014 年 10 月 9 日付判決第 67 段落参照）。

64 しかしながら、この点については、本件では、同規則が定める親責任事件の管轄権の根拠を回避しようとする母親の意図を示すための証拠は何ら提出されていないということを強調しなければならない。

65 さらに、子の返還又は不返還の判断は、当該子についての監護の権利の争点を解決するものではないということを明確にしておかなければならない。それゆえ、主たる手続における返還手続が奏功しなかった場合であっても、そのことによって、規則第 2201/2003 号の規定に基づき管轄権のある裁判所に親責任の実体に関する手続を申立てることにより子に関する自らの権利を主張するという父親の選択肢が損なわれることはなく、その手続の過程で、両親の行為を含む一切の事情につき、徹底した証拠調べが行われ得る（類推により、McB. 事件、第 C-400/10 号緊急先行判決手続、欧州司法裁判所 2010 年第 582 番（EU:C:2010:582）2010 年 10 月 5 日付判決第 58 段落参照）。

66 最後に、本判決第 40 段落において述べたとおり、規則第 2201/2003 号における意味での「常居所」の概念を子の最善の利益に従って解釈しなければならないとすると、本件では、当該基本的考慮事項は、付託裁判所が提示したような解釈を要求するものではないといわなければならない。特に、欧州連合基本権憲章第 24 条第 3 項に定められている両親との個人的関係及び直接的な交流を維持できるという子の権利は、子の出生前に両親が居住していた構成国に子が移動することを要求するものではない。前段落で想定されている監護の権利の実体に関する手続の枠組み内で当該基本権を保護することは可能である。その過程で、監護の問題が再評価される可能性があり、必要な場合には、実現可能な接触の権利が設定される可能性がある。

67 さらに、子に関するいかなる判断も、当該子が出生以来継続的に居住している構成国の裁判所によって下されるということは、まさに子の最善の利益が確実に考慮されるようにするために欧州連合の立法府が規則第 2201/2003 号内で優先させた近接性の基準に、より合致している（これと同旨のデティチェック事件、第 C-403/09 号緊急先行判決手続、欧州司法裁判所 2009 年第 810 番（EU:C:2009:810）2009 年 12 月 23 日付判決第 36 段落及びプルッカー事件、第 C-256/09 号、欧州司法裁判所第 437 番（EU:C:2010:437）2010 年 7 月 15 日付判決第 91 段落参照）。

68 いずれにしても、当裁判所のもとには、主たる手続に特有の事情のもとで子の最善の利益に影響が及ぶことを示唆するいかなる情報もない。

69 以上の理由から、主たる手続におけるような事案において、両親が子の出生前に常居所を有していた構成国に、父親が主張する留置の直前の時点で、規則第 2201/2003 号第 11 条第 1 項における意味で子が「常居所を有し」ていたという趣旨で同項を解釈することはできない。したがって、母親が当該構成国に子と共に帰国することを拒否していることが、同項における意味での子の「不法な連れ去り又は留置」を構成するとはいえない。

70 上記一切の事情に照らせば、付託された問題点に対する回答は、次のとおりである。規則第 2201/2003 号第 11 条第 1 項は、主たる手続におけるような状況、すなわち、子が、両親の共同の希望に従い、当該子の出生前に両親が常居所を有していた構成国以外の構成国で出生し、数カ月間、母親と共に継続的に同国に居住しているという状況においては、母親が当該子と共に前者の構成国に帰国することに関する両親の当初の意図から、同規則における意味で当該子が当該構成国に「常居所を有し」ていたとの結論を導くことはできない、という意味に解釈しなければならない。

よって、こうした状況において、母親が前者の構成国に子と共に帰国することを拒否していることが、同規則第 11 条第 1 項における意味での子の「不法な連れ去り又は留置」に当たるとは認められない。

費用

71 本手続は、主たる手続の当事者らにとっては、国内裁判所に係属している訴訟における一段階であるから、費用の決定は、当該裁判所が扱うべき事項である。上記当事者らの費用以外の、当裁判所に意見を提出する際に生じた費用は、回収不能である。

以上の理由から、当裁判所（第 5 小法廷）は、次のとおり判断する：

EC 規則第 1347/2000 号を廃止する、婚姻事件及び親責任事件の裁判管轄並びに判決の承認及び執行に関する 2003 年 11 月 27 日付 EC 規則第 2201/2003 号第 11 条第 1 項は、主たる手続におけるような状況、すなわち、子が、両親の共同の希望に従い、当該子の出生前に両親が常居所を有していた構成国以外の構成国で出生し、数カ月間、継続的に同国に居住しているという状況においては、母親が当該子と共に前者の構成国に帰国することに関する両親の当初の意図から、同規則における意味で当該子が当該構成国に「常居所を有し」ていたとの結論を導くことはできない、という意味に解釈しなければならない。

よって、こうした状況において、母親が前者の構成国に子と共に帰国することを拒否していることが、同規則第 11 条第 1 項における意味での子の「不法な連れ去り又は留置」に当たるとは認められない。

[署名]

* 本件の言語：ギリシャ語。